

化学肥料を減らすための

随時受付中

※申請状況に応じて募集締切させていただきます。

機械の購入経費を 補助します！



補助内容

肥料価格高騰対策として、化学肥料使用量を低減するため、
以下のような目的で使用する機械等の購入経費の**1/2**を補助します。
(申請1件あたりの補助金上限**500**万円)

効率的な肥料散布



堆肥の利用



堆肥の製造



対象者

農業法人、農業協同組合、5戸以上の農業者団体 等
※令和4年度(一次、二次募集)で実施済みの方も対象となります。

必要書類

事業実施計画書、資金調達計画、参考見積書 等

問合せ先

- 申込方法や手続きについては
お住まい市町村を管轄する農林振興センターへ
- 事業や制度については農産物安全課へ
連絡先は裏面をご確認ください。



各農林振興センターお問合せ一覧

農林振興センター	電話番号	メールアドレス
さいたま農林振興センター	048-822-2492	p222492@ pref.saitama.lg.jp
川越農林振興センター	049-242-1808	r421810@ pref.saitama.lg.jp
東松山農林振興センター	0493-23-8532	s238532@ pref.saitama.lg.jp
秩父農林振興センター	0494-24-7211	t247211@ pref.saitama.lg.jp
本庄農林振興センター	0495-22-6156	u226156@ pref.saitama.lg.jp
大里農林振興センター	048-523-2812	k232812@ pref.saitama.lg.jp
加須農林振興センター	0480-61-3404	g624771@ pref.saitama.lg.jp
春日部農林振興センター	048-737-2134	n372134@ pref.saitama.lg.jp
農産物安全課	048-830-4053	a4070-04@ pref.saitama.lg.jp

事業に関するQ&A

Q1. 補助対象となる機械に要件はありますか？

→A. 化学肥料使用量の2割低減に効果のある機械等が補助対象となる要件です。

※ 12月末までに納品が可能な機械とします。

※ 単純な機械更新は対象外となります。

Q2. 対象者を詳しく教えてください。

→A. 化学肥料使用量の2割低減^{※1}を目指す農業者団体等が対象となります。
具体的には

①農業法人

②農業協同組合

③5戸以上の販売実績のある農家で組織された団体等^{※2}

※1 令和4年度(一次、二次募集)で実施済の事業実施主体におかれましては、原則、既存の計画目標値からさらに2割低減する目標を設定してください。(詳細は農産物安全課ホームページをご覧ください。)

※2 代表者が定められていること。また、定款、組織規程及び経理規定等の組織運営に関する規定が定められていること。個人は対象となりません。

事業の詳細については
農産物安全課ホームページへ



埼玉県マスコット
「さいたまっち」

